

## 建築物環境衛生管理業務委託仕様書

(長期継続契約)

(うるま市消防本部・沖縄県消防指令センター)

### 1 件名

建築物環境衛生管理業務委託

### 2 目的

本業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、庁舎内の空気環境を適正に測定し、衛生的な執務環境及び指令業務環境の維持を図ることを目的とする。

### 3 対象施設

#### (1) 施設名

うるま市消防本部庁舎（沖縄県消防指令センターを含む）

#### (2) 所在地

うるま市字大田 7 7 番地

#### (3) 延床面積

3970.63 m<sup>2</sup> ※諸室面積 3,690.73 m<sup>2</sup>

#### (4) 用途

消防庁舎・指令センター（24 時間稼働施設）

### 4 業務開始時期

本業務は、契約締結日以降に実施するものとする。

### 5 業務内容

受託者は、関係法令に基づき、次の業務を実施すること。

#### (1) 空気環境測定

ア 測定項目：粉じん、CO、CO<sub>2</sub>、温度、湿度、気流

イ 頻度：2 か月以内ごとに 1 回（年 6 回）

ウ 各階ごとに測定を実施すること。

エ 想定点は、執務室及び指令室等の主要居室を優先すること。

オ 原則として、各階 2 点以上とする。

エ 詳細にあ測定位置は、発注者と協議のうえ決定する。

#### (2) 飲料用貯水槽清掃

ア 容量：14 m<sup>3</sup>、4 m<sup>3</sup>

イ 頻度：年 1 回

#### (3) 衛生害虫防除

- ア 対象：ねずみ、昆虫等
- イ 頻度：6か月以内ごとに1回（年2回）
- (4) 簡易専用水道法定検査
  - ア 対象：14 m<sup>3</sup>貯水槽
  - イ 頻度：年1回
- (5) 飲料水水質検査
  - ア 検査項目
    - ① 全項目検査（28項目） 年1回
    - ② 一般項目検査（12項目）年1回
  - イ 実施方法：関係基準に基づく
- (6) 遊離残留塩素測定
  - ア 頻度：週1回以上
  - イ 基準：0.1mg/L以上
- (7) 建築物環境衛生管理技術者の選任及び業務
  - ア 受託者は、本業務の履行に当たり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を配置すること。
  - イ 当該技術者は、本施設における環境衛生の維持管理が適正に行われるよう、業務全体を総括し、必要な指導及び監督を行うこと。
  - ウ 当該技術者は、空気環境測定、給水監理、害虫防除等の実施状況を把握し、法令基準への適合状況を確認すること。
  - エ 当該技術者は、異常が認められた場合には、速やかに発注者へ報告するとともに、必要な改善措置について助言を行うこと。
  - オ 当該技術者の氏名及び資格を証する書類を、契約締結後速やかに提出すること。

## 6 測定方法

関係法令及び技術基準に基づき適正に実施すること。また、使用機器は校正されたものを使用すること。

## 7 特記事項

本施設は消防指令センターを含むため、以下に留意すること。

- (1) 24時間稼働施設であることから、業務に支障を与えない時間帯に実施すること。
- (2) 指令室内での測定は、静穏性を確保し、通信業務に影響を与えない方法とすること。
- (3) 緊急出動時等は、発注者の指示に従い速やかに作業を中断すること。

## 8 法令等の遵守

受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令及び施行規則、

その他関係法令を遵守すること。

## 9 資格要件

受託者は、次のいずれかを満たすこと。

- (1) 建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (2) 業務従事者に建築物環境衛生管理技術者等の有資格者を配置できること。

## 10 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、年間実施計画、測定スケジュール及び実施体制を記載した業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

### 11 初回測定

初回測定は、契約締結後、速やかに実施すること。

### 12 報告書

#### (1) 提出期限

測定実施後 14 日以内

#### (2) 記載事項

- ア 測定日時
- イ 測定位置図
- ウ 測定結果一覧
- エ 基準値との比較評価
- オ 改善提案（必要に応じて）

#### (3) 提出方法

紙媒体 1 部及び電子データ（PDF）

### 13 異常時の対応

測定結果が基準値を超過した場合は、直ちに発注者へ口頭報告するとともに、速やかに書面により報告し、必要な改善措置について助言すること。

### 14 業務期間（長期継続契約）

本業務は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とし、契約期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

### 15 長期継続契約に係る特約条項

本契約は、各年度における発注者の歳出予算の成立を条件とする。契約期間中にお

いて、翌年度以降に係る歳出予算が減額又は削除された場合は、発注者は本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

#### 1.6 再委託

本業務の全部の再委託は禁止する。一部再委託する場合は、事前に発注者の承認を得ること。

#### 1.7 秘密の保持

受託者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

#### 1.8 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。